

令和元年 第5回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年5月13日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第5回会議議事録

- 1 開催日時 令和元年5月13日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
 - 3 出席委員 17名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次 7番委員 今 井 育 男
8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一 10番委員 阿 部 均 司
11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本 多 通 治
14番委員 原 澤 幸 好 16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江
18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
 - 4 欠席委員 2名
4番委員 高 橋 公 利 15番委員 原 澤 章
 - 5 議事録署名委員
3番委員 内 海 博 光 5番委員 廣 田 尚 夫
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
 - 7 会議に附した事件
議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第23号 農用地利用配分計画案に関する意見について
議案第24号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)制限除外の農地等異動通知書について

その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
頭 末
- 議 長 会長議長となり、議事録署名委員に3番内海博光委員・5番廣田尚夫委員を
指名し議事に入る。

それでは、早速議事に移ります。

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

議事録の朗読をする前に、今回、初の会議というようなこともありますので、初めての委員さんもおられるということで、私のほうから農地法、農地転用だとか、そういったことをちょっと述べさせていただこうかなと思います。

すみません。別紙で「農地の転用手続きの許可も農地法の対象です」というこのカラー刷りのものと、A4の裏表なんですけど、白黒で「農地法による権利の移動の制限」というような資料をご用意していただけますでしょうか。

農業委員さんにおきましては、主な仕事というのが毎月の定例会というようなことで決まっております。農地法の権利の移動ということで、先にこの白黒の表裏になっているところをご覧ください。農地を農地として貸し借り・売り買いするときは、当然農業委員会の許可が必要だということになります。その理由につきましては、農地法の第3条というようなことでございます。その中段に、農業委員会が許可申請を受理した後、総会または部会で許可を審議、決定しますということになっております。

そういった中で、裏面を見ていただきますと、許可の要件というようなことでございます。農地を利用する者、要するに借り手・買い手につきまして、基本の要件を満たす、そういった条件が許可の要件になっております。下段に基本要件というふうな早見表があるんですが、本日も第3条で1件申請がありましたので、個人、法人というような区別もあるんですが、個人というふうなところを見ていただきますと、今回売買というようなことでございまして、基本要件の1番、3番、4番、5番というふうな、そういった内容を審議の対象として確認をしていただきたいというふうに思います。

地元の委員さんによって調査していただいた内容を説明していただくような形でもっていきたいと思います。そういったところを参考に、こういったこともあるということをご承知おきください。

農地法第3条については、こういった形です。

続きまして、第4条、第5条につきまして、カラー刷りのものをお開きください。

これを開いてもらいますと、左中ほどに第4条、第5条というふうな枠があります。よろしいですか。第4条、第5条を簡単に言いますと、農地を農地以外にする、そういった目的で申請をされるということでございます。

第4条は何かというと、所有者の方がみずから農地以外といった目的で申請する場合、第4条申請ということでございます。それに対しまして第5条は、相手方、要するに自分以外の方が権利を取得して農地以外で申請する場合、第5条申請ということでございます。

この第4条、第5条につきましては、許可権者がみなかみ町におきましては群馬県知事の許可ということでございます。農業委員会で総会にかけて意見を付して県の知事へ意見書を送付するという作業でございます。ですので、ここで農業委員会が許可をするような意味ではございません。

ですが、当然、農地転用の基準というものが右端下にございます。ここですね。大きく分けて基準が2つあります。立地基準と一般基準、こういった分けがあります。

まず、立地基準につきましては、その転用する農地がこういった農地に属するのか、そういったところでございます。今日も第4条、第5条というような形で幾つか案件がありますが、そんな中で1種、2種、3種というふうな、主にはここがみなかみ町にとってはかかわってくるのかなというところでございます。

1種農地から概要を説明しますと、1種農地は集団農地、または公共投資対象農地、要するに圃場整備をした農地、優良農地、そういったところが1種農地ということでございます。この農地につきましては、原則不許可、要するに許可できないというようなことでございます。ただ、ただし書きでそこに書いてありますが、土地収用法の公益性が高い事業ですとか、あと幾つかの例外規定がございます、そういった例外規定に合致するものに対しては許可になる場合がございます。ですので、一概に全部が不許可ということではございませんので、ご承知おきください。

続きまして、2種農地です。2種農地につきましては、農業公共投資の対象になっていない小さい、生産性の低い農地だとか市街地に発展する可能性のある農地というようなことでございます。これにつきましては、原則3種農地に立地が困難な場合、要するに代替する土地がほかにない場合は許可になるというようなことでございます。ですので、一旦、その都度ちょっと内容を見ていただいて、2種農地の場合はこれに基づいて許可ですね。

最後に、第3種農地です。3種農地につきましては、都市的整備がある農地というような部分で捉えております。これにつきましては、原則許可というような形で、具体的に言いますと、月夜野地区であります都市計画の用途区域内の農地、そういったところが第3種農地というような扱いになっています。申請が出されて内容に不備がないといえば原則許可ということでございます。

そういった形で、1種、2種、3種というふうな農地で、申請された農地がどれに属するのかというのを見ていただければと思います。

続きまして、右側の一般基準でございます。ここの部分が担当地区委員さんの主なポイントというか、ここを調査していただきたいというふうなところでございます。

上から見ますと、事業実施の確実性だとか、そういったところで資力、信用があるのか、また、転用を妨げる権利を有する者の同意があるのか、遅滞なく転用できるのか、そういったものを調査し、判断してもらうということでございます。また、被害の防除というようなことで、隣接の農地における土砂の流出・崩壊、災害を発生させる心配がないといったところも基準の対象となります。

一番下ですが、一時転用ということで、そういった許可案件もまれにあります。一時転用は、その名のとおり一時的に転用する、また、目的が達成したならば速やかに農地に戻す、そういった条件付きの許可案件というような形で、一時転用ということでございます。

もろもろ細かいところもこれ以外にもあるんですが、概略、そういったところをポイントに審議のほうを進めていただければというふうに思います。

私から、概要については以上でございます。

引き続き、議案のほうにいかせていただいてよろしいでしょうか。

議長 はい、お願いします。

事務局 それでは、1ページをお開きください。
議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件1件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしくお願いします。

議長 今、事務局から説明がありました。
これについては、地元の担当の阿部委員さんより現地の調査をしていただい
ておりますので、ご報告をお願いいたします。

10番委員 10番、阿部均司です。農地法第3条による申請事案の調査結果について報
告をいたします。
4月30日に現地調査及び譲受人等に確認したところ、以下のとおりであり
ます。
調査事項につきまして、営農意思の確認ですが、譲受人は、世帯全員での営
農活動が確認でき、隣接の畑でも継続的な営農活動が確認できました。営農は
確実と思われます。
調査事項の2点目としまして、権利取得後においては、水田及び畑の9反歩
以上の耕作面積があり、下限面積1反歩を上回っています。
調査事項3、周辺農地の利用に支障の有無については、現地調査での確認に
おいては、営農を行う上で周辺に支障が発生するおそれはございません。
調査事項4、その他の懸案事項は特にございません。
以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
現地調査の結果については、阿部委員のほうからご報告があったとおりで
ございますが、皆様、委員さんのほうから何か質問、意見等ございましたら願
いいたします。特にございませんか。
（「なし」の声）
それでは、これは可とすることに決定してよろしゅうございますか。
（「異議なし」の声）
それでは、そのように決定いたします。
続きまして、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、事
務局よりお願いいたします。

事務局 3ページをお開きください。
議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議 長 では、ただいま事務局のほうから始末書を含めた説明があったんですが、これにつきまして、現地調査をしていただきました1番の榊委員、調査結果の報告をお願いいたします。

1番委員 1番、榊武重です。
先ほど事務局から始まる前に説明を受けた第3種農地ということですが、ここは用途地域が低層住居地域とかというくりに入ってございます。それで、ここにも理由の中で書いてあるように、相続を受けたときに発覚しまして、ああ、これは忘れていたということで今回申請が出されました。始末書の添付とか、それから、もう既に道路用地として完了もされているようなので、そこを鑑みて皆さんにお諮りいただきたいと思っております。
以上です。

議 長 ありがとうございました。
ただいま榊委員さんより報告いただきましたが、この件に関して、意見、質問等ございましたらお願いいたします。
許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
そうすれば、そのように決定します。
それで訂正なんですけれども、議案の議決のときに、第19号議案の一番下の議決年月日は令和でなくて全部平成になっておるようですが、令和に訂正をあらかじめお願いいたします。

事務局 議題の一番下の表書きの下が空欄なんですけれども、平成と書いてあるんで、申しわけございません、令和に直させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 じゃ、続きまして、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。
別紙記入事件4件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議 長 説明がございました。
以上は第5条のほうの案件の転用申請でございますが、まず、番号1、〇、

〇〇さんの件につきまして、廣田委員より調査結果のご報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇の廣田です。農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には、〇〇校東側の〇〇よりさらに東へ100mほどの道路沿いの田んぼになります。5月3日、現地を見てきました。現地は稲刈り済みの田んぼになっており、北は道路、西と南は不耕作状態で、東は設定人、〇〇さん所有の田んぼです。

調査事項として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、設計図、見積書、融資の確認ができ、6日に〇の〇〇さんの意思も確認し、住宅着工は確実と思われます。

それから、申請面積の妥当性ですが、申請面積は461㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障の有無や転用することによって生じる付近の農地の作物被害の防除措置の確認ですが、現地は、道路と〇〇さん所有の田んぼ、不耕作の農地に囲まれ、連続性がない農地で、支障が発生する見込みはないと思われます。また、想定される被害もないと思われます。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま廣田委員さんより報告をいただいたところでございますが、皆様方から質問、意見等ありましたらお願いいたします。

特にないようですので、許可することに決定をしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、決定いたしました。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さんの土地に一般住宅の建設の件ですが、これについて、地元から代表して今井委員より調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井育男です。

場所は、先般、おととしですか、11月に農振除外の関係で皆さん全員に見てもらった場所なんですけれども、〇〇駅から約350mぐらい東側になるわけなんですけれども、本当にそれで見ると高低差は余りないようなんですけれども、相当の高低差があるわけなんです。場所的には、〇〇さんから100mぐらいまた上になろうかと思う場所なんですけれども、今年度から委員さんになった方は場所がちょっと困難かなと思われますけれども。

その方は、〇〇人と結婚して〇〇さんというあれになったんだそうですけれども、それで、現在は自分で、それよりずっともっと山の奥に今いるんですね。いるんですけれども、別荘扱いみたいな感じでほとんどいないんですね。この間、6日に私も行ってきたんですけれども、場所的には見たり、仕事はできたんですけれども、本人と連絡はとれないんですけれども、管理人さん、そしてまた建設に当たる〇〇建設さん、そういった方たちから話を聞いて、それで、

何で別荘が今ありながらそこへ建てたいんだというところまであれして、聞いていますかと言ったら、結局、冬場は雪がすごいですね。それで場所的に細くて何度も沢に落ちそうになったり、いろいろ危ない思いをしているのでそこへ建てたいんだと、そういう話でした。

それで、奥さんは今、〇〇のほうに行っています。旦那さんは〇〇のほうへ行っているんで、本人とは連絡がとれなかったんですけども、その管理人さんみたいなのがいるんですけども、〇〇校の下にピザ屋があるんですけども、そのうちでやっているんですけども、そこのおうちにも行って話を聞いたりしてきました。それだもんで、そのところへうちを建てたいんだという話でした。

そんなあれで、先ほど当局のほうからの話があったように、去年の7月25日に農振除外の通知が済んでいますということでありました。そんなことで、この案件について、譲渡人の〇〇さんについても話を聞いてまいりましたけれども、そのところは丸買ですることになっていますという話でありました。近隣の関係についても、その写真でもわかるように、本当に隣接関係は山林化しているような状態の中でありますので、別にこれといった疑問点はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま今井委員さんのほうからご報告いただいたんですが、何か外国人の方の申請というか、件でございます。これに対する皆様方の質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号3番、〇地区に計画をされています大型の商業施設なんですけど、これについても担当の今井委員さんのほうからご報告願います。

7番委員

7番、今井です。

先般6日、7日と、地権者も多い中ですので1日でできなかったんですけども、貸付人なんですけれども、5名の方がおった中で、個々に皆さんと話をしてきたんですけども、ようやくできるようになった、判子も押しというか、何もやったりしているんで間違いなく貸し付けすることは決まっていますという話でした。

それで、〇〇さんのほうには連絡をとってあれしたんですけども、これも農振除外を同じ去年の7月25日ですか、先ほど当局からも話があったように、通知は来ているとのことでした。

それで、場所は〇の〇〇の下に郵便局が建っているんですけども、郵便局から北側にかけての一角ですね。地権者は、先ほども言いましたけれども5名の中で、土地は賃貸借という話になっていますということで、いつからこの事業が始まっていつの開店予定ですかというような話も聞いたんですけども、その辺については許可を得次第というような話ですけども、一応着工は6月15日に始めて8月9日には開店をしたいんだと、そういうような話を受けてまいりました。

そういうようなことで、隣接の関係についても、西側は道路、東側は狭い道路なんですけれども、一応通学路でもあるんですけれども、それに水路は四ヶ村用水がずっとそれぞれに通っている場所なんですけれども、北側もやはり道路と水路がある場所なんです。郵便局のところは、郵便局と、この中にもありますけれども、〇〇さんの畑があるぐらいで、段も1段高いところなんですけれども、別にこれといった疑問点はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

今回、かなり大型の〇〇さんというふうな施設で、企業キャピタルもそれなりにしっかりできているようでございますが、皆様方のほうから質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にないようでしたら、申請どおり許可をすることに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、みなかみ町の〇なんで、私の手元にあるのはこれはどっち、吉野さんの担当でしょうか。

8番委員

担当は私ですから。

議 長

はい。ちょっと私の手元に吉本担当がないもんですから、申しわけありません。吉野委員のほうからお願いいたします。

8番委員

8番、吉野です。

5月4日に現地の確認、調査に行つてまいりました。場所は、〇の〇の上流の入り口といったほうがいいか、それとも、利根川にかかっている〇橋という橋があるんですが、その踏切を渡つてすぐのところ、利根川の上流に向かつて行ったところですよ。既に畑は周りも含めて山林化しておりまして、とても畑の体をなしていないというような状況でございます。

連休中だったもんですから、5月7日に〇〇さんの代理人であります〇〇さん、〇〇工業の担当者であります〇〇さんと電話でお話をさせていただきました。その中で、転用目的、また周辺農地への影響等々のことを確認させていただきました。現状がそういうことなので何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま吉野委員のほうからご説明いただいたわけですが、これに対する質問、ご意見等、お願いいたします。

特になければ、許可することに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第22号農用地利用集積計画に対する意見決定について、

事務局よりお願いいたします。

事務局

では、10ページをお開きください。

議案第22号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件4件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年5,045㎡、使用貸借の通年2,302㎡、利用権存続期間は2年、3年、5年、合計は7,347㎡です。貸し手は4戸、借り手は4戸でございます。12ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明をいただいたわけですが、農用地利用計画につきまして、提出された議案につきまして承認をしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。では、そのように決定をいたします。

続きまして、議案第23号農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

事務局

13ページをお開きください。

議案第23号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求めます。

別紙記入事件1件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

農用地利用配分計画、機構法の賃貸借でございます。これにつきまして、現地のほうを確認をさせていただいております。本来でしたら、これは原澤委員の担当なんです、本日は欠席でございますので、かわりまして田村委員のほうに調査をお願いいたしましたので、よろしく申し上げます。

16番委員

16番、〇地区の田村隆治です。農用地利用配分計画案による申請事案の調査結果について報告いたします。

5月7日、現地調査及び借受人に確認したところ、以下のとおりでありまし

た。

周辺農用地の利用に支障の有無については、現地調査での確認において、営農を行う上で周辺に支障が発生するおそれはございません。

次に、全ての農用地を適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みについては、既に相対で利用権を交わした中で耕作されてきていることから、今後も農作業に常時従事する見込みがあります。

それから、借り受け希望者への貸し付けの適否については、適当と思われると思います。

その他想定される懸案事項は特にございません。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおり、既に機構法の区分に基づく賃貸借以前から借りて耕作している土地を今回新たに機構法に基づく賃貸借に切りかえるというような内容でございますので、申請のとおり承認をしたいと思います、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、さよう決定いたします。

続きまして、議案第24号農地に該当しないことの証明願についてなんですが、事務局より説明をお願いします。

事務局

15ページをお開きください。

議案第24号農地に該当しないことの証明願について。

農地法の利用についての規定に基づき証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

なお、補足として、別紙で資料を用意させていただいておりますので、お手数ですが、2つほど用意していただきまして、まず赤紙で両面刷りになっているA4の横書きが1つと、あとちょっと細かい字がありますA4版の両面刷りでナンバーのところを1カ所とめてある資料、この2つをご用意ください。

まず、この赤紙の横です。

ここに何が書いてあるかと思えます。B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)というようなくりで書いてあります。もうちょっと読ませていただきますと、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地、こういったものがB分類というふうに農地法の荒廃農地調査という調査の中で位置づけられております。B分類の定義としてはこういったところでございます。

裏面を見ていただきますと、農地、・非農地の判断手続ということで、左端に農業委員会の役割、やるべきことが書いてあるんですけども、一番上から、利用状況調査(遊休農地)ということが書いてあります。これは何かといいますと、農業委員会は、先般委嘱させていただきました推進委員さんをお願いしまして、現地を年1回調査させていただいております。それが利用状況調査と

いう部分です。町内にある農地を全て調査して、その農地がちゃんと耕作されているか、されていなければどういうふうにするかというのが先ほど言ったB分類の1つの分類の仕方です。

それ以外に何があるかということ、A分類というものがあります。A分類は何かということ、B分類よりかはかろうじてもう少し手を加えれば耕作できる可能性があるというような位置づけになっております。A、Bを総称して遊休農地というような呼び方をさせてもらっております。

その中で、また戻るんですが、B分類については、利用状況調査の後に利用意向調査というのをして、その後、農業委員会の審議会にかけた中で非農地判断というのをするのが本来の流れでございます。

今回、この中ほどの右端に農地の所有者というような形があるんですが、今回、所有者の方から、中ほど、中段に、ここは若干資料が古いんですけども、非農地証明の依頼というのがあります。赤の点線で農業委員会に対して依頼というのが下のほうにあるんですが、ここが今回農地に該当しないことの証明ということで、所有者の方から農業委員会に提出されました。

そういった中で、じゃ、どういったことに基づいて判断をするのかということで、A4の縦のもう一つの資料です。ちょっと文字が小さくて申しわけございません。

これは何かといいますと、農林水産省が出しております農地法の運用についてというものを抜粋しております。そこに赤書き、黄色字、青字というような形であるんですが、先ほど私が言ったような利用状況調査をする、荒廃農地対象調査をする、そういった形で、結果、森林の様相を呈しているいわゆるB分類に含まれる農地があった場合は、農業委員会としてそういった農地を農地に該当しないというような形で整理していくというのが農業委員会の役割だよということが前半に書いてあります。

そういった中で、ページをはぐっていただきますと、遊休農地の判断、2ページ目のところ、これも先ほど私が冒頭で言ったようなことがここに書いてあるということでございます。

3ページです。大きくくりで青地で第4、遊休農地に関する措置を行った農地に関する取り扱いというふうな定義がされていまして、これをずっと読んでいきますと、(2) 農業委員会は、農地の所有者から当該農地が農地に該当しない証明を依頼された場合、(3) に掲げる手続に従い、農地に該当すべきかどうかの判断を行うことということになっております。(2) を経まして(3) のアの部分で利用状況調査、荒廃農地調査、そういったものを踏まえまして、(4) の基準に従って対象地が農地に該当するか否かの判断を行うことということになっております。

(4)、一番下の黄色字ですね。農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力または農業機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備の実施等)が計画されていない土地については、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとし、これ以外は農地ということで、最後ですが、ピンクに色づけしたアとイというようなところでございます。ここが今回の判断の基準となるところです。

アから読みます。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合が1つです。イとしまして、ア以外

の場合であって、その土地の周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。このアとイということで、今回申請された土地がどうかというところを判断していただければというふうに思います。

ちょっと雑駁な資料ですが、説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから非農地に該当しないことの証明願取り扱いについての説明をいただいたわけですが、このことにつきまして、榊委員に現地の調査を行っていただいたその結果について報告をお願いいたします。

1 番委員

1 番、榊武重です。

場所はわかりますでしょうか。上の大きな道路は〇〇なんですけれども、〇〇沿いに進みましてずっと上ってきていただきまして〇〇トンネルに向かって上ってきて、高速をくぐってそこから700ぐらいかな、右下にあるんですが、そのような土地でございまして、今、事務局が説明したのを頭に、参考に、皆様方に考えていただければと思っております。

それで、〇〇さんが所有者になっておりますが、申請したのは〇〇さん、妹さんです。〇〇さんはもう早くに亡くなられてしましまして、妹さんが結局実家に戻って、今は実家を守っているという格好でございまして、お勤めとかそっちのほうで農業経験はなかったんですけれども、こちらに来て水田は耕作しているんですが、近くの自分の屋敷周りにも相当土地を持っておられますが、それも今は貸借といえますか、貸しておられる状況でございまして。

そして、〇〇さんのところは、先ほどの農地パトロールのほうでどういう判定が出ているかちょっと伺ったんですが、恐らくこれも非農地分類に入っているのかなと私は考えております。その後報告はもらいますが、一部報告いただければと思っております。そんなような状態で、貸借しているので、貸しているの、ここを農地に復元して利用するという可能性はかなり低いのではないかなと、このまま現状維持になるのではなかろうかなと考えておりますので、非農地にしても、農地を外してもいたし方ないかなと思っております。

それから、続いて、左側のほうが〇〇さんの申請なんですけど、これはもともと桑園で、桑畑のあるところで、養蚕業が衰退してからはもう農地で利用することは全くなく、これはもう山林化しているので問題ないかなと思っております。いずれにしても、復元しても獣害被害を受ける関係もありまして、電気柵、あるいは何かその辺の手当てをしないと全然農地で、山林のほうの境界線の土地でございまして、この辺は。最近では鹿の被害もございまして、かなりの手当てをしないと農地に復帰しても非常に難しいかなと、荒廃しているなという気がいたしておるので、皆さんの判断をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

先ほど資料にあったA、Bの判定について、事務局のほうからどうでしょうか。

事務局

今、左側、こちらのほう榊委員に見ていたこれですね、片一方がB分類、

もう耕作もできないということ、もう一つが、調査はいろいろあるんですが、A分類、比較的下の部分に耕作している部分があるということで、分類としてはあえてBにはしなかったということなんですが、先ほどの判定の中でも、まず継続してすることができないか否かということで、周りの農地の荒廃状況を勘案して、今回、農地じゃないというような判断をしていただきたいというふうに考えております。いずれにしても、分類がAとB両方まざってっております。

それで、左のほうは、先ほどの写真でもあからさまに山林化、森林化ということで、これは問題なくBということでございます。右のほうは、今、蘆刈委員も言われたように、利用調査でいうとAとB半々という状態になっております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今のところはA分類、B分類別で説明があって、1番目の〇〇さんのところなんですが、こちらについては、半分がB分類、もう一カ所はA分類というふうな形でございますが、いずれにしても農地に復元をしても耕作についてはかなり困難になっている状況の報告がありました。

それから、2番の〇〇さんのところについては、もう既に山林化してしまって多分農地に復元するのは困難でしょうというふうなお話をいただきましたので、この2件について皆様の意見をお伺いしたいと思うんですが、特になければ、農地に該当しないことの証明願について承認をしたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

じゃ、証明願の承認をさせていただきます。

続きまして、協議事項でございますが、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

17ページをごらんください。

報告第1号でございます。

農地法第18条第6項の規定による届け出がありましたので、報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上であります。

議 長

事務局の報告の届け出については以上でございます。

続きまして、協議事項(2)番をお願いいたします。

事務局

18ページをお開きください。

協議事項・報告事項(2)となります。

農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号による届け出について報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、報告事項でございます。

議 長

ありがとうございました。

協議事項（１）、（２）について報告をいただきました。
続きまして、その他に移りますが、事務局のほうから何か。
（「なし」の声）

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄閉会を宣す。

〔午後１時５０分〕